



平成28年5月27日

各 位

上場会社名 センコー株式会社  
代表者名 代表取締役社長 福田 泰久  
(コード番号 9069 東証一部)  
問合せ先 総務部長 竹谷 聰  
(T E L . 06-6440-5155)

## 取締役及び監査役に対する ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、取締役、監査役に対しストックオプションの目的で発行する新株予約権について、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

### I. ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、取締役及び監査役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的とするものです。

### II. 新株予約権の発行要領

#### 1. 新株予約権の名称

センコー株式会社第22回新株予約権

#### 2. 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日にブラックショールズモデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。但し、金銭の払込みを要しないものとし、取締役、監査役の報酬請求権と払込債務により相殺する。

#### 3. 新株予約権の割当日

平成28年7月1日

#### 4. 募集対象者

当社の取締役10名、監査役4名

## 5. 新株予約権の内容

### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、株式数は5.(2)で決定された割当てる新株予約権の総数に1,000株を乗じた株式数とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

### (2) 新株予約権の総数

35個を上限とする。(新株予約権1個当たりの目的たる株式数は、1,000株とする。但し、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。)

上記総数は、割当予定数であり、引き受けの申し込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、その割当の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

### (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付をうけることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。

### (4) 新株予約権を行使することができる期間

平成28年7月2日から平成48年6月30日までとする。但し、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

### (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### (6) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社及び当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員、常務理事、相談役及び顧問等のいずれの地位をも喪失した日の翌日から上記(4)に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までの間に権利行使することができる。

②新株予約権者が死亡した場合、その相続人(新株予約権者の配偶者、子、1親等の直系尊属に限る。)は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り新株予約権行使することができる。

③その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書にて定めるものとする。

(7) 新株予約権の取得の条項

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

①合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

②吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

③新設分割

新設分割により設立する株式会社

④株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤株式移転

株式移転により設立する株式会社

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以上